

台湾支店の減資変更登記パッケージ (台湾支店の減資を申請する外国、香港、マカオの会社に適用)

外国会社は申請が承認された後、その台湾支店の運転資金を減額することができますが、ゼロまで減額することができません。

本見積書は、台湾支店の減資を申請する香港、マカオ及びその他の国・地域(中国本土を除く)の個人又は法人に適用されます。中国本土法人は台湾支店の減資を申請する手続きが異なります。詳細は啓源のコンサルタントにお問い合わせください。

本パッケージには、書類公証を除く台湾支店の変更登記に必要な登記事項が既に含まれています。具体的には、台湾經濟部中部弁公室への会社変更登記申請、台湾国税局及び銀行への変更手続きの代行が含まれます。以上の手続きが全て完了した場合、台湾支店の減資手続きは終了したと見なされます。

1. 減資の変更登記手続き

一般的に、台湾支店の減資の申請手続きを完了するまでには約 5 週間かかります。以下の流れをご参照ください。

1.1 台湾經濟部中部弁公室への仮減資申請

外国会社は台湾經濟部に支店の減資申請を提出します。台湾經濟部中部弁公室は減資申請を承認した後、仮承認書を発行します。

1.2 支店の債権者への通知と公告

支店は減資を可決した後、会社の債権者に通知・公告、債権者が異議を申し立てることができる 30 日以上の期間を定めなければなりません。支店の減資に債権者の同意は必要ありませんが、減資によって債権者の正当な権利や利益が損なわれないよう保護するための手続きです。

1.3 会計士からの資本金検査報告書

台湾支店は減資を可決した後、台湾の会計士によって資本金の査定が行われる必要があります。

SHENZHEN 深セン

Rooms 1203-06, 12/F.
Di Wang Commercial Centre
5002 Shennan Road East
Luohu District, Shenzhen, China
中国深セン市羅湖区深南東路5002号
地王商業センター12階1203-06室
T: +86 755 8268 4480

SHANGHAI 上海

Room 1201, 12/F., Tower A
Guangqi Culture Plaza
2899A Xietu Road, Xuhui District
Shanghai, China
中国上海市徐匯区斜土路2899甲号
光啓文化広場A棟12階1201室
T: +86 21 6439 4114

BEIJING 北京

Room 303, 3/F.
Interchina Commercial Building
33 Dengshikou Street
Dongcheng District, Beijing, China
中国北京市東城区灯市口大街33号
國中商業ビル3階303室
T: +86 10 6210 1890

TAIPEI 台北

Room 303, 3/F., 142 Section 4
Chung Hsiao East Road
Daan District, Taipei
Taiwan 10688
台湾台北市大安区忠孝東路四段
142号3階303室
郵便番号: 10688
T: +886 2 2711 1324

TOKYO 東京

308 BIZMARKS Akasaka
2-16-6 Akasaka, Minato-Ku, Tokyo
Japan 107-0052
日本東京都港区赤坂二丁目16番6号
BIZMARKS赤坂308室
郵便番号: 107-0052
T: +81 3 5776 2637

SINGAPORE シンガポール

138 Cecil Street, #13-02 Cecil Court
Singapore 069538
T: +65 6438 0116

KUALALUMPUR クアラルンプール

Menara Suezcap, Tower 2
E-13A-3A, No. 2 Jalan Kerinchi
Gerbang Kerinchi Lestari
59200 Kuala Lumpur, Malaysia
T: +60 19 2177 344

NEW YORK ニューヨーク

202 Canal Street, Suite 303, 3/F.
New York, NY 10013, USA
T: +1 646 850 5888

LONDON ロンドン

Room 319, 3/F., One Elmfield Park
Bromley, Greater London
BR1 1LU, UK
T: +44 20 8176 3860

1.4 台湾經濟部中部弁公室への支店減資変更登記申請

会計士からの資本金検査報告書を取得した後、啓源は支店減資の変更登記申請を提出します。台湾經濟部中部弁公室は減資変更登記を承認した後、支店変更登記の承認書を発行します。

1.5 台湾国税局への支店減資変更登記申請

台湾經濟部中部弁公室は株式会社減資の変更登記を承認してから 15 日以内に、国税局は支店営業登記変更を承認する承認書を発行します。

2. 所要時間

支店減資の変更登記は、台湾經濟部中部弁公室に申請してから、下表のように全ての手続きが完了するまでに約 5 週間かかります。

順番	項目	所要時間(営業日)	担当者
初期準備			
1	会社書類と情報の提供	お客様次第	お客様
2	会社変更登記の申請書類の作成	1 日	啓源
3	会社変更登記の申請書類への署名	お客様次第	お客様
変更登記申請			
4	仮減資申請の提出	7 日	啓源
5	資本金検査報告書の取得	5 日	啓源
6	支店変更登記の申請書類の提出	7 日	啓源
7	支店営業登記の申請書類の提出	5 日	啓源
合計		約 5 週間(25 営業日)	

備考:

- (1) 上述の時間は、申請が順調に進み、お客様の協力度が高いことに基づいて算出されたものです。
- (2) 上述の時間は、台湾支店の事業活動が特別なライセンス・許可の別途申請が必要ないことに基づいて算出されたものです。

3. 減資の変更登記費用

啓源は、台湾支店の減資の変更登記サービス費用は 50,000 新台幣ドルとなります。詳細は下の表をご参照ください。

番号	項目	金額(新台幣ドル)
1	支店減資の変更登記費用	50,000
2	債権者への通知・公告	無料
3	政府手数料、雑費、郵便料金などの前払金(備考 1)	2,000
合計		52,000 から

備考:

- (1) 上述の費用には、政府手数料、銀行手数料、その他第三者への手数料が含まれていません。弊所は事前に請求した 2,000 新台幣ドルから実際に生じた費用を控除します。実際に生じた費用は 2,000 新台幣ドルを超えた場合、超えた部分は別途請求となります。
- (2) 上述の費用には、書類の翻訳料が含まれていません。お客様は提出する書類の中国語訳本、又は申請書類の日本語訳本が必要な場合、弊所は実際の状況に応じて、A4 用紙 1 枚につき 1,500 新台幣ドルの翻訳サービス料を請求します。

4. 必要書類

- (1) 会社の実印、訴訟・非訴訟代理人印、支店長印
- (2) 最新の經濟部登記証明書類の写し
- (3) 銀行口座に関する書類
- (4) 台湾支店の最新の資産負債表、損益計算書(啓源に記帳を委託する場合は不要)
- (5) 支店の債権者の氏名、電話、住所が記載されているリスト
- (6) 減資の金額

5. 手続完了後お客様に渡す書類

全ての変更登記手続を完了した後、弊社は次の書類をお客様に送付します。

- (2) 支店減資変更登記申請を同意する台湾經濟部の承認書
- (3) 支店減資変更登記申請を同意する国税局の承認書
- (4) 会社の実印、訴訟・非訴訟代理人印、支店長印
- (5) 会社変更登記の保存用書類

詳細情報とサポートをご希望の方、お手数ですが、下記の連絡先とお問い合わせください。

メール: info@kaizencpa.com

固定電話: +852 2341 1444

携帯電話: +852 5616 4140、+86 152 1943 4614

ライン・WhatsApp・Wechat: +852 5616 4140

Skype: kaizencpa

公式ウェブサイト: www.kaizencpa.com